

身体拘束適正化のための指針

訪問看護ステーション 結び

訪問介護ステーション 結び

I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をあいまいなケアの実施に努めます

① 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当核利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

② 緊急・止むを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 身体拘束を行う場合には、以上の3つの要素を全て満たすことが必要です

II 身体拘束廃止に向けての基本方針

① 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します

② 止むを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素のすべてを満たした場合のみ本人・家族へ説明・同意書を得て行います
また身体拘束を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するよう努力をします。

③ 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下のことに取り組みます

1. 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める

2. 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める

3. 利用者の思いを汲みとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をする
4. 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束廃止委員会において検討する
5. 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努める

Ⅲ 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束廃止委員会」を設置します

1. 設置目的

- ・ 施設内での身体拘束廃止の向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・ 高齢者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・ 身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設設備等の実施

2. 身体拘束廃止委員会の構成員

① 看護責任者②介護責任者③看護職員④介護職員

3. 委員会の開催

- ・ 1ヶ月に1回定期開催する
- ・ 必要時には随時開催をする

Ⅳ 委員会における各職種の役割

① 看護責任者

- ・ 医療行為への対応
- ・ 看護職員・介護職員との連携
- ・ 身体拘束における諸課題の最高責任者

② 介護責任者

- ・ 身体拘束廃止委員会の総括管理
- ・ ケア現場における諸課題の総括管理

⑤ 看護職員

- ・ 医師との連携
- ・ 施設における医療行為の範囲の整備
- ・ 重度化する利用者の状態観察
- ・ 記録の整備

⑥ 介護職員

- ・ 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ・ 利用者の尊厳を理解する
- ・ 利用者の疾病、障害などによる行動特徴の理解

- ・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ・記録は正確にかつ丁寧に記録する
- ・身体拘束廃止に向けての職員教育
- ・施設、家族との連絡調整
- ・家族の意向に添ったケアの確率
- ・チームケアの確率
- ・記録の整備

V やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として各関係者が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たしているか検討、確認します。要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合、拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて本人、家族に対する説明を行い同意を得ます

② 利用者本人や家族に対して説明

身体の拘束内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様子、心身の状態、やむを得なかった理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。記録は2年間保存必要

④ 拘束の解除

規定する記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者家族に報告する

VI身体拘束廃止等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に関わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権尊重したケアの励行を図り職員教育を行います

① 定期的な教育・研修（年2回）の実施

② 新任者に対する身体拘束廃止のための教育・研修の実施

③ その他、必要な教育・研修の実施

VII入所者等に対する当核指針の閲覧に関する基本指針について

この指針は公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧することができます